平成２２年（フ）第３０８号
山形市西原１丁目１番地の１
債務者　佐藤　博幸
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１１号
山形市篭田１丁目１番20―104号　レジデンス原田
債務者　伊豆倉光子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１２号
山形市大字大森746番地の２
債務者　秋葉　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
岐阜県揖斐郡池田町藤代734番地の１の１
債務者　坪井　　智
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
岐阜県不破郡垂井町表佐5110番地の１
債務者　藤敦　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字市場２番地２
債務者　牧野　醇子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
愛知県岡崎市宇頭町字稲荷96番地１　エレガンス稲荷101
債務者　藤田　　裕
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
滋賀県長浜市木之本町黒田637番地、前住所滋賀県長浜市木之本町黒田822番地１
債務者　杉森　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道標津郡中標津町西６条南４丁目１番地３
債務者　湯浅　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４０号
北海道標津郡中標津町西６条南４丁目１番地３
債務者　湯浅　幸博
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４７号
北海道標津郡標津町北２条西３丁目４番１―25号
債務者　三本　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第６３３号
愛知県岡崎市鴨田町字北浦49番地13　近藤北浦荘27号室、住民票上の住所愛知県豊田市梨野町タキノ入２番地28
債務者　柴田　祐孝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
愛知県安城市百石町１丁目６番地14　第三大嶽ビル205
債務者　岡崎　和繁
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２７２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号大阪市立淀川寮
債務者　小柳　逸美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２１９号
大阪市東淀川区大道南２丁目18番４号　メゾンドール晶201号
債務者　矢田　佑介
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部